

交流室利用細則（抜粋）

交流室の管理並びに円滑な運営を目的として、利用細則を次のとおり定める。

（申込みの解除・利用の停止）

第8条 利用者が、次の各号に当てはまる場合（利用期間中で発覚した場合も含む）、賃貸人又は管理運営者は利用者に対して申込みの解除及び利用停止をすることができる。

- 一 申請やその他提出物、説明等に虚偽が認められた場合。
- 三 天災地変や不測の事故、災害など不可抗力により交流室の利用が不可能となった場合。
- 四 本施設の安全義務 管理 運営の事情によりやむを得ない事由が生じた場合
- 五 関係官公庁により中止命令が出たもの、各業界内での公正競争、規約等に違反しているもの、または法廷、議会にて係争中の問題にかかわる場合。
- 六 暴力的行為、違法な行為を行う恐れのある団体もしくはその関係者、または事業内容が不明瞭な団体が主催、共催、後援もしくは協賛する際に使用する場合。
- 七 利用が条例、関係諸法規に違反している、または本施設にかかる法令、規定に反すると認められた場合。
- 八 他の本施設利用者に損害を与えるもの、安全を脅かすもの、光や音、振動など周辺環境を脅かすもの、またはその恐れがある場合。
- 九 本施設の設置目的を逸脱または本施設の品位を損なう恐れがある場合。
- 十 反社会的活動を行う団体等との関係を有していることが判明した、あるいは集团的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあり、それらの組織の利益になると判断した場合。また暴力や犯罪を肯定、助長、示唆し社会的秩序を乱すと判断した場合。
- 十一 利用目的が特定の個人または団体に対する誹謗、中傷、不当な差別に該当する場合。
- 十二 政治活動（選挙運動活動を含む）や宗教活動をするもの又はその恐れがある場合。
- 十三 法令違反または不公正な営業等により社会的な信用を失う恐れがある場合。
- 十四 本施設内にある店舗の営業を妨げる恐れがある場合。
- 十五 賃貸人又は管理運営者が安全性を確認できないものや管理運営上、支障があると認められる場合
- 十六 利用者が本細則に定める事項に違反した、または違反する場合。
- 十七 その他賃貸人又は管理運営者が不相当であると認められた場合。

2 賃貸人又は管理運営者が前項により申込みの解除又は利用停止を場合は、利用申込者または利用者は、利用目的の達成如何に関わらず、納入済みの利用料金の返還を請求することはできないものとする。

（利用上の注意事項）

第9条 交流室の利用者は、次の各号を注意しなければならない。

- 一 利用責任者（別紙交流室利用申込書により指定する者をいう。以下同じ。）は、利用に伴う一切の責任を負うものとし、常に善良なる意識と管理者の注意をもって利用すること。また共に利用する者に対しても本細則を遵守せしめる義務を負うものとする。
- 二 交流室内は禁煙とする。
- 三 ペットの入室は禁止とする。但し介護・補助犬は除く。
- 四 利用責任者は、利用終了後直ちに交流室の清掃、備品などを整理整頓、電気の点検並びに戸締まりを行い、遅滞なく管理運営者に、交流室の利用と後片付けが完了した旨を報告しなければならない。尚その際、交流室のドアの鍵も同時に返却すること。
- 五 持ち込んだ備品類、ゴミは各自において必ず持ち帰ること。
- 六 利用者は、交流室の建物および備品を、故意または過失により損傷あるいは紛失した場合は、その修

復に要する費用を負担するものとする。

- 七 利用者は他の施設利用者および近隣者に迷惑をかけたり、公序良俗に反する行為をしてはならない。
- 八 利用中、人的、物的事故、トラブルまたは持ち込み品の盗難、破損、紛失が発生した場合、関係者や来場者の行為であってもすべて利用者が責任を負い、解決を行うこと。その際、賃貸人及び管理運営者が第三者により責任を追及され、また当該第三者に損害賠償を行ったときは、賃貸人及び管理運営者は直ちに利用者に対し損害賠償に要した費用の一切を請求することができるものとする。
- 九 関係法令、条例等を遵守し、法令等による関係機関の申請、許可または届出が必要な場合は、事前に手続を行うこと。
- 十 来場者の忘れ物の問い合わせは必ず利用者が受け付けること。管理運営者は受付をしないととも、交流室利用に関して生じた紛失物等の損害は一切負わないものとする。
- 十一 各種利用規定および関係法令に定める事項を遵守すること。

(利用上の制限)

第10条 賃貸人又は管理運営者は利用者に対して、必要に応じて利用について使用条件を付し、又必要な指示をすることができる。利用者は、利用について指示を受けたときは、直ちにその指示に従わなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第11条 利用者は賃貸人又は管理運営者に対し、次の各号の事項を確約するものとする。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - 二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本申込申請をするものではないこと。
 - 四 利用に際して、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - イ 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ロ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を棄損する行為
- 2 利用者について、利用時間内を含む、次の各号のいずれかに該当した場合には、賃貸人又は管理運営者は何らの催告を要せずして、申込みの解除及び利用停止をすることができる。
- 一 前項第一号又は前項第二号の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - 二 前項第三号の確約に反し申込申請をしたことが判明した場合
 - 三 前項第四号の確約に反する行為をした場合